

吸收分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条
に基づく開示事項)

2025年12月1日

日本たばこ産業株式会社
塩野義製薬株式会社

2025年12月1日

吸收分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 寺畠 正道

大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番8号
塩野義製薬株式会社
代表取締役会長兼社長CEO 手代木 功

日本たばこ産業株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び塩野義製薬株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025年9月25日付で吸收分割契約書を締結し、分割会社を吸收分割会社、承継会社を吸收分割承継会社、効力発生日を2025年12月1日として、分割会社がその営む医薬事業（以下「本承継対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いました。

本吸收分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年12月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸收分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸收分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸收分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の要件を満たすことから、分割会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

分割会社は、会社法第787条第3項及び第4項に基づき、2025年10月21日付で、新株予約権者に対して公告を行いましたが、同条第1項に従って、分割

会社に対して新株予約権の買取請求を行うことのできる新株予約権者はいませんでした。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 10 月 21 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、承継会社の商号及び住所、分割会社及び承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告し、かつ同項第 3 号括弧書に規定される債権者に該当する可能性がある債権者に対して各別に催告いたしましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2025 年 10 月 21 日付で、承継会社の株主に対し、吸収分割をする旨並びに分割会社の商号及び住所に係る公告を行いましたが、本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割の要件を満たすことから、承継会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 10 月 21 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、分割会社の商号及び住所、承継会社及び分割会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 12 月 1 日をもって、分割会社から、分割会社が営む医薬事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 12 月 1 日から 14 日以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

また、承継会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本吸収分割に反対する旨の通知をした承継会社の株主は 4 名であり、その有する株式（同法第 795 条第 1 項に定める株主総会において議決権を行使することができる内容とするものに限ります。）の数は、合計 119,300 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

分割会社及び承継会社は、本吸収分割に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 15 条の 2 第 3 項に基づき、2025 年 4 月 28 日、吸収分割に関する計画届出書を公正取引委員会に提出し、2025 年 5 月 28 日付けで、公正取引委員会から、同計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

以上